

## 令和2年5月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月11日(月) 午後2時00分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について (所有権移転)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について (利用権貸借)

議案第6号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(13名)

1番	永利 春雄	2番	寺崎 廣喜	(欠席)
3番	(欠員)	4番	山下 芳文	
5番	山田 憲二	(欠席)	6番	永利 昇
7番	大中 久敏	(欠席)	8番	野田 敏之
9番	山田 武二	(欠席)	10番	佐藤 英昭
11番	白木 治		12番	廣田 一郎
13番	米倉 一雄	(欠席)	14番	中原 孝司
15番	藤井 豊志	(欠席)	16番	柳 文子
17番	天本 徹	(欠席)	18番	田籠 新
19番	白木 隆弘		20番	井手 浩
21番	久光 壽子	(欠席)	22番	草場 小夜子
23番	伊藤 武則	(欠席)		

5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 こんにちは。長い連休も終わりました、これから本格的に、水稻の播種や育苗、麦の収穫といよいよ農繁期を迎えます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策に伴う「緊急事態宣言」が今月末まで延長されるなど、まだまだ終息が見えない中、皆さま方におかれましては、体調管理に十分注意されますようお願いいたします。

このような中、本総会を開催しましたところ、各委員、ご参集いただきましてありがとうございます。

本日は議案6件、報告事項2件でございますので、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は22名中、12名で委員定足数に達しております。

なお、2番 寺崎廣喜 委員ほか8名の委員より欠席届が出ています。

よって、令和2年5月、小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、4番 山下芳文 委員、6番 永利 昇 委員、を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、5件を議題といたしたいと思っております。事務局より説明をお願いします。

(20番委員、入室)

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1及び番号2は、3条の交換移転となっております。

まず、番号1は、八坂地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人、譲受人、双方の耕作が便利になるため、交換されるものです。

次に、番号2は、下西鯨坂地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

こちらも、譲渡人、譲受人、双方の耕作が便利になるため、交換されるものです。

(位置図で番号1及び番号2の場所の説明)

次に、番号3は、3条の有償移転で売買となっております。力武地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書2ページをご覧ください。

番号4は、3条の無償移転で贈与となっております。上岩田地内の畑1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

なお、今回の申請は、平成31年3月の定例総会において、審議、承認をいただき、許可をした土地を取得した特定非営利活動法人が、社会福祉法人へ法人の組織形態を変更することに伴い、贈与されるものです。

社会福祉法人は農地法施行令第2条第1項第1号ハの規定により、農地の権利移転の不許可の例外となっているため、権利移転が可能となります。

(位置図で場所の説明)

次に、番号5は、3条の無償移転で贈与となっております。上西鯨坂地内の田9筆、畑1筆の合計10筆です。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

親子間の贈与のため、権利移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当し

ないため問題はないと思われます。

先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。それでは、質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見質問がないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、4件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページ、5ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、ご説明します。

番号1から4までの農地の所在地は、山隈地内の田7筆です。

令和元年6月の定例総会において、審議、承認いただき、県より許可が下りた案件です。

所有者は異なりますが、連坦（れんたん）した圃場となっておりますので、今回も、まとめて説明をいたします。

申請地は、水田から畑への農地改良のために、一時転用申請がされたものです。

昨年の豪雨により土の搬入が遅れ、後、現時点で残っている作業としては、農地の整形、表土の搬入となっておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言を受けて、工事に携わる作業員及び搬入土の目処が大変つきづらいため、工期の変更をしようとするものです。

許可日の延長ということで、議案書の備考欄に記載しておりますように、当初は令和元年6月25日に許可を受けて、令和元年8月13日ま

でに完了する予定であったところですが、それを令和3年4月30日まで延長しようとするものです。

(位置図で場所の説明)

なお、当該申請地は、農業振興地域内の農用地区域にある農用地、通称、「青地」と呼ばれる農地で、原則、不許可になるところですが、許可日から3年間以内の一時転用ですので、例外規定に該当し、許可済みとなっているところではあります。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われまいます。なお、先月開催しました地区会議において、了承いただいております。以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。それでは、質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見質問がないようです。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号は、原案どおり許可相当とし、意見書をつけ、県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、10件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の6ページから9ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1から9ページの番号10までは同一の案件となります。

松崎地内の畑17筆です。一般貨物自動車運送事業特別積合わせ貨物運送用施設を建設するために、転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は第1種農地、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地に区分されます。第1種農地にはなりますが、特別積合

わせ貨物運送事業の用に供する施設は、土地収用法に該当する公益性が高い事業となっておりますので、例外規定に該当します。よって立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。(位置図で)申請地の中央部にターミナルを設けまして、南側の駐車場の地下部分に、今回の申請地分の調整池を設けまして、破線で示し放流となっておりますが、駐車場の調整池から南側の水路に放流する計画となっております。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。それでは、質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見質問ないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転3件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について説明を申し上げます。

説明の前に、一か所、訂正をお願いいたします。

議案書の11ページの番号3、備考の所に、10アール当たりの金額を書いてありますが、正しくは、〇〇〇円ですので、訂正をお願いします。

それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、上岩田地内の田4筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるもの

です。 (位置図で場所の説明)

番号2は、光行地内の田1筆です。  
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるもので  
す。 (位置図で場所の説明)

次に、議案書の11ページをお願いします。

番号3は、八坂地内の田1筆です。  
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるもので  
す。 (位置図で場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進  
法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議  
に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。それでは、質疑を  
行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問意見無いようです。議案第4号について、原案のとおり  
承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は原案の  
とおり承認いたします。

○議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地  
利用集積計画の承認について、利用権貸借について、事務局より提案理  
由の説明をお願いします。

○事務局 議案書12ページをお願いします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の  
承認について、利用権貸借について、提案理由の説明をいたします。

例年、年に2回利用権設定の受付を行い、6月の利用権設定に向けて

作業を進めておりますが、農地中間管理事業を行うため、公益財団法人福岡県農業振興推進機構を介しての利用権設定の案件が7件ありますのでお諮りをするものです。

なお、公告は6月15日付けとする予定です。

議案書の12ページ番号1から15ページ番号7まで、利用権を設定する農用地の場所、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、利用目的、期間及び賃借料はいずれも、議案書に記載しておりますとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

なお、該当する案件につきましては、先月の地区会議及び、先ほど開催しました三国地区会議において報告し、ご確認・ご了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見質問無いようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案通り承認いたします。

○議長 次に、議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外1件を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の16ページをご覧ください。

議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外1件について、ご説明申し上げます。

まず、経緯を申し上げますと、農振除外に係る計画変更が小郡市に提出され、これを受けて市から意見を求められているものです。

番号1は、山隈地区内の畑1筆です。

(面積、所有者・転用事業者の説明)

変更理由につきましては、農家住宅及び農業用倉庫の建築のために上がってきております。

現在、申請者は、小郡市山隈〇〇〇番地〇に農家住宅及び農業用倉庫を建てて利用しておりますが、筑後小郡インターチェンジ近くにある自宅と農業用倉庫は大型開発が進められている区域内にあるため、令和2年12月末までに、自宅及び倉庫を取り壊す必要があるため、新たに農家住宅及び農業用倉庫を建てる必要が有ることから、申請がっております。

農家住宅及び農業用倉庫を建築するにあつては、造成用の土砂の流出を防ぐため、申請地の西側及び南側は新たにコンクリートブロックで囲み、雨水排水は、南側にある、東西に延びる排水路に流し、また、生活排水については合併浄化槽を通して、同じく、南側にある排水路に流し込むこととなっております。

申請地の西側、南側の隣地につきましては、申請者が所有する農地となっております。そして、北側につきましては、同じく、所有者である申請者が農機具類を置くための農業用倉庫を所有する土地となっております。東側につきましては、道路を挟んだ農地等については、日照に影響がないように建物の配置を計画しているとのことでした。

(位置図で場所、計画平面図及び雨水・汚水排水経路図の説明)

当該申請地は、農振除外後において、甘木鉄道西太刀洗駅から概ね500メートルの範囲にある第2種農地に該当していますので、転用が可能となります。よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われまます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても、了承を頂いております。以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見質問無いようですので、本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり承認し、意見書をつけて、市に報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の17ページをご覧ください。  
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出11件につきまして報告いたします。  
番号1は、売買のための合意解約です。  
番号2は、借手の都合による合意解約です。  
番号3は、貸し手の都合による合意解約です。  
次に、18ページの番号4は、貸し手の都合による合意解約です。  
番号5は、公共事業に伴う合意解約です。  
次に、19ページの番号6及び番号7は、貸し手の都合による合意解約です。  
次に、20ページの番号8は、貸し手の都合による合意解約です。  
番号9及び番号10は、売買のための合意解約です。  
最後に、21ページの番号11は、売買のための合意解約です。  
詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

続きまして、議案書の22ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、一般個人住宅建築のため、届出が提出されたものです。

詳細につきましては議案書記載のとおりであり、説明を割愛させていただきます。

以上で、説明を終わります。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に意見・質問ないようですので、以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異

議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和2年5月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。